

昨年と比べて 変わった点

1 控除対象配偶者・扶養親族に当たるかどうか、勤労学生・寡婦(寡夫)に当たるかどうかを判定する、所得金額要件が改められました。

(1) 配偶者控除や扶養控除が受けられるかどうかの所得要件金額が、所得の種類に関係なく、合計所得金額35万円以下に引き上げられました。

(2) 勤労学生・寡婦(寡夫)に当たるかどうかの所得金額要件が次のとおり改められました。

(イ) 勤労学生控除における本人の所得金額が62万円以下で、かつ給与所得以外の所得が10万円以下であること

(ロ) 寡婦(寡夫)控除における

生計を一にする子の所得金額が、35万円以下であること

2 老人控除対象配偶者・老人扶養親族の範囲が拡大されました。

老人控除対象配偶者、または老人扶養親族とは、控除対象配偶者または扶養親族のうち、年齢70歳以上で障害者に当たらない人とされていましたが、改正後は障害者に当たる人も老人控除対象配偶者、または老人扶養親族に含まれることになりました。

3 障害者控除の対象となる人の範囲が拡大されました。

障害者(特別障害者)控除を受けることができる障害者(特

別障害者)の範囲に、精神に障害がある人で厚生大臣または都道府県知事から、その障害の程度が国民年金法施行令別表または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にあることを証明する書類の交付を受けている人も含まれることになりました。この場合、その障害の程度が、国民年金法施行令別表に定める一級の障害の状態と同程度の状態にあることを証明する書類の交付を受けている人は、特別障害者控除の対象に含まれることになりました。

4 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額が引き上げられました。

ました。(表1)

基礎控除額、配偶者控除額と扶養控除額がそれぞれ2万円引き上げられ、35万円になりました。また、老人控除対象配偶者にかかわる配偶者控除、老人扶養親族にかかわる扶養控除額もそれぞれ6万円引き上げられ、45万円となりました。

5 障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額が引き上げられました。(表1)

障害者控除額(特別障害者控除額を含む)、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額が、それぞれ2万円引き上げられ27万円(特別障害者控除額については35万円)となりました。

6 特定扶養親族にかかわる扶養控除額の割り増し制度が設けられました。(表1)

扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人については、特定扶養親族として一般の扶養控除額35万円に代えて、45万円とする扶養控除額の割り増し制度です。

7 特別の寡婦にかかわる寡婦控除額の割り増し制度が設けられました。(表1)

寡婦控除の適用を受けられる寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が300万円以下である人(特別の寡婦)については、寡婦控除額27万円に加え、8万円を割り増し控除する制度が設けられました。

〈表1〉

控除の種類		改正後	改正前
基礎控除		35万円	33万円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	35万円	33万円
	老人控除対象配偶者	45万円	39万円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	65万円	47万円
	一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	75万円	
扶養控除	一般の扶養親族	35万円	33万円
	特定扶養親族	45万円	39万円
	老人扶養親族	45万円	39万円
	同居老親等	55万円	46万円
	同居特別障害者である扶養親族	75万円	47万円
	一般の扶養親族 特定扶養親族 同居老親等以外の老人扶養親族 同居老親等	65万円 75万円 75万円 85万円	
障害者控除	一般の障害者	27万円	25万円
	特別障害者	35万円	33万円
寡婦控除	一般の寡婦	27万円	25万円
	特別の寡婦	35万円	25万円
寡夫控除		27万円	25万円
勤労学生控除		27万円	25万円

基礎控除額、配偶者控除額と扶養控除額がそれぞれ2万円引き上げられ、35万円になりました。また、老人控除対象配偶者にかかわる配偶者控除、老人扶養親族にかかわる扶養控除額もそれぞれ6万円引き上げられ、45万円となりました。

5 障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額が引き上げられました。(表1)

障害者控除額(特別障害者控除額を含む)、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額が、それぞれ2万円引き上げられ27万円(特別障害者控除額については35万円)となりました。

6 特定扶養親族にかかわる扶養控除額の割り増し制度が設けられました。(表1)

扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人については、特定扶養親族として一般の扶養控除額35万円に代えて、45万円とする扶養控除額の割り増し制度です。

7 特別の寡婦にかかわる寡婦控除額の割り増し制度が設けられました。(表1)

寡婦控除の適用を受けられる寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が300万円以下である人(特別の寡婦)については、寡婦控除額27万円に加え、8万円を割り増し控除する制度が設けられました。

税務課からのお知らせ

☎ 373-2111

収税管理係 (☎251)
市民税係 (☎241)
資産税係 (☎254)

●固定資産台帳の縦覧

平成2年度の固定資産課税台帳をお見せします。昨年中に家屋の新築や増改築、土地の地目変換や分合筆などをした人は、ぜひご覧になって、自分の資産評価を確かめてください。

□縦覧期間 3月1日(木)～20日(火) 午前8時30分～午後5時

(土曜日は正午まで、日曜日は除く) □縦覧場所 市役所2階・税務課資産税係

●大農機具などの申告書の提出

農業所得のある人は、事前に大農機具や特別経費などについての申告書を提出してもらっています。まだ提出していない人は、至急税務課市民税係へ提出してください。

●償却資産の申告

申告期限は1月31日まででしたが、まだ申告の済んでいない人は、税務課資産税係で手続きをしてください。

資産の異動(増減)がなかった人でも、その旨を申告書に記載して提出してください。

●未納の市税

本年度の市税の納入は、国民健康保険税の9期分と10期分を残すだけとなりました。もし、未納の市税があったら、早めに納めてください。

やむをえない事情で納められない人は、税務課収税管理係に相談してください。

●今月の納税

□国民健康保険税(9期) 納期限は2月28日(火)です。忘れずに納めましょう。

〈表2〉

配偶者の区分	改正後	改正前
配偶者が控除対象配偶者に当たる場合	35万円 合計所得金額 35万円	35万円 給与所得等の金額 ×2分の1+給与 所得等以外の所得 の金額×1.65
配偶者が控除対象配偶者に当たらない場合	16万5千円	給与所得等の金額 +給与所得等以外の 所得の金額×3

8 同居特別障害者等にかかわる割り増し控除額が引き上げられました。(表1)

同居特別障害者にかかわる割り増し控除額が14万円から30万円に、また、老人扶養親族のうち同居老親等にかかわる割り増し控除額が7万円から10万円にそれぞれ引き上げられました。

9 配偶者特別控除額が引き上げられるとともに、所得者本人の所得金額要件が緩和されました。(表2)

10 事業所得の白色専従者控除が改正されました。

配偶者が60万円から80万円に、その他が45万円から47万円にそれぞれ引き上げられました。

税務署からのお知らせ

2月24日(土)・3月10日(土)は休署日です

新潟市営所通2
☎ 229-2151

●車での来署は 1)遠慮ください

新潟税務署では、納税相談会場の混雑を防ぐため、3月31日までプレハブ会場を設置して、皆さんからの相談を受けています。このため、駐車場のスペースがありません。自家用車での来署はご遠慮ください。

また、2月24日(土)、3月10日(土)は休署日です。ご注意ください。

●タックスアンサー サービス

いない個人事業者を対象に、消費税の申告指導会を開きます。対象となる人はぜひ出席してください。

□とき 2月9日(金) 午後1時30分～4時 □ところ 産業厚生会館大会議室 □内容 所得税の収支内訳書を基にして消費税の確定申告書を作成するための準備や、申告書の書き方など

223-7799 □利用時間 9時～24時

●個人事業者の 消費税申告指導会

新潟税務署では、消費税の課税事業者で、税理士に依頼して

タックスアンサーは、税金についての情報をコンピュータが電話で回答するシステムです。

□利用方法 タックスアンサーには身近な税金についての解説